

運賃協議会の開催を要しない軽微な事案について
協議が調っていることの証明書

令和8年5月27日付け 宇美町運賃協議会（事業者：合屋タクシー株式会社）
において、下記の事項に関し協議が調ったことを証明する。

記

運賃協議会の開催を要しない軽微な事案について次の通り決定する。

- （１）協議運賃を適用する区域運行において、乗降ポイントの新設や変更、運行エリアの拡大の設定があった場合（運行エリアの拡大により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）でも、運賃額に変更がない場合
- （２）新たな決済手段を追加する場合や既存の決済手段の機能等を追加する場合

令和8年6月5日
宇美町地域公共交通会議
会長 原田 和幸